

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 7 年 7 月 24 日

収支等命令者

佐賀県文化・観光局 文化課 南雲 秀哉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 7 年度大阪・関西万博九州 7 県合同催事への伝承芸能出演業務
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 9 月 4 日（木）まで
- (4) 履行場所 大阪 夢洲（大阪・関西万博 EXPOメッセ「WASSE」）

2 入札参加資格者に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 過去、同種の業務を受託あるいは自主的に実施した実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止又は指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 佐賀県内に本店（個人の場合は、主たる営業所をいう。）あるいは支店があること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付の上、令和7年7月30日（水）正午までに下記の担当課に持参し、又は郵送（必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

入札参加資格確認申請書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、辞退届（任意様式）を書面で提出してください。

※担当課

佐賀県文化・観光局文化課 佐賀復興推進チーム

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話 0952-25-7236

ファックス番号 0952-25-7179

電子メールアドレス culture_art@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年7月31日（木）までに通知します。

5 入札書の提出場所等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

佐賀県のホームページにおいて公開します。

（2）入札説明会

実施しません。

（3）入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和7年8月5日（火）10時00分～

イ 場所 佐賀県庁新館3階 32号会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

（入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和7年8月4日（月）17時までに3の担当課に必着とします。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。

また、封筒に「令和7年度大阪・関西万博九州7県合同催事への伝承芸能出演業務入札書類在中」と朱書きしてください。）

（4）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

- ア 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付してください。
- イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 104 条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができます。
- (ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）
 - (イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の 8 以内で換算して得た金額
 - (ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額
 - (エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
 - (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
 - (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
- ウ 次に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。
- (ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 2 に掲げる要件の全てを満たす者で国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者
- なお、入札保証金の免除又は一部の減額を希望する者は、入札参加資格確認申請書とともに同種業務の履行実績調書（様式 7）を提出すること。

②契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付してください。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。
- ウ 次に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。
- (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 2 に掲げる要件の全てを満たす者で国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契

約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、契約保証金の免除又は一部の減額を希望する者は、入札参加資格確認申請書とともに同種業務の履行実績調書（様式 7）を提出すること。

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

（３）入札の無効

競争入札参加資格確認において、虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ アからオまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

（４）入札の撤回

入札者は、提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることはできません。

（５）入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

（６）落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

（７）詳細は、入札説明書を参照してください。

(8) 問合せ先

佐賀県文化・観光局文化課 佐賀復権推進チーム 電話 0952-25-7236